

【新設】（おおむね同程度以下の構築物の意義）

43の3-4 措置法令第28条の3第2号に規定する「おおむね同程度以下のもの」とは、
法人が取得等をした構築物の規模が同号に規定する被災構築物の規模のおおむね1.3倍
程度以下のものをいうものとする。

【解説】

- 1 本制度の適用対象資産である被災代替資産のうち構築物については、その建設の後事業の用に供されたことのない構築物で、特定非常災害に基因して当該法人の事業の用に供することができなくなったもののその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用に供される構築物（その構築物の規模が当該被災構築物とおおむね同程度以下のものに限る。）とされている（措令28の3二）。この「おおむね同程度以下のもの」とは、具体的にどの程度の規模のものをいうのか、疑義が生ずる。
- 2 この規模の判断に関して、措置法通達42の9-4《新增設の範囲》や同通達45-5の2《新增設の範囲》において、既存設備の取替え又は更新のため設備の取得等をしたことにより生産能力・処理能力が相当程度（おおむね30%）以上増加した場合には、その増加部分につき既存設備の新設又は増設に該当するものとする取扱いを定めている。これは、別の言い方をすれば、おおむね30%以内（すなわち、おおむね1.3倍程度以下）の規模の増加に収まるものであれば、既存設備の新設又は増設とは考えずその規模が同程度であると判断するという執行上の一種の割り切りの目安を示したものであり、このことは、本制度の適用対象資産である構築物の規模の考え方においても共通すると考えられる。
- 3 そこで、本通達では、この構築物の規模の「おおむね同程度以下のもの」について、法人が取得等をした構築物の規模が被災構築物の規模のおおむね1.3倍程度以下のもの（すなわち、おおむね30%以内の増加に収まるもの）をいうことを明らかにしている。
- 4 連結納税制度においても、同様の通達（連措通68の18-4）を定めている。